



これから始める『移転価格税制』の基礎と実務入門

～ これから『移転価格税制』を担当することになる方を対象に、移転価格税制の概要と実務を平易に解説 ～

主催：(株)企業研究会 / 協力：TAC株

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。
※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

《開催要領》

日時▶ 2015年 4月 15日(水) 13:00～17:00
会場▶ 東京 / 企業研究会セミナールーム(東京: 麹町)
名古屋 / TAC名古屋校(名古屋: 名鉄バスターミナルビル9F)
大阪 / TAC梅田校(大阪: 梅田センタービル5F)

《オンラインLIVEセミナーとは》

当セミナーは、講師が来場する東京会場をメイン会場として、その模様を名古屋会場・大阪会場に中継致します(名古屋会場・大阪会場への講師の来場はありません)。中継については、TV制作会社である(株)東通が担当し、双方向コミュニケーションにより、名古屋会場・大阪会場からの質疑応答も可能です。

講師 GMT 移転価格税理士事務所 代表パートナー 税理士 田島宏一 氏

2004年新日本アーンストアンドヤング税理士法人 移転価格部門入社。2008年税理士法人トーマツ 移転価格部門入社。移転価格部門の管理職として多数のプロジェクトを統括。執筆、マーケティング、部門管理にも従事。2012年 移転価格コンサルティングの専門事務所として GMT 移転価格税理士事務所設立。移転価格の調査対応マニュアル(中央経済社)の著者であり、月刊国際税務等の専門誌での執筆を通じて移転価格に関する啓蒙活動も行っている。
特に移転価格ポリシーの構築、ロイヤリティ料率の算定、移転価格文書化に強みを持ち、また、様々な業種における税務調査への対応で、数多く移転価格課税を防いだ実績を持つ。



《申込書送付先》 FAX▶ 03-5215-0951 ※当会 HP からもお申し込み頂けます。 企業研究会 Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書を FAX でご送信いただく際は、FAX 番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 32,400円(本体価格 30,000円) 一般 35,640円(本体価格 33,000円)

希望会場に「✓」をご記入下さい。		<input type="checkbox"/> 東京 (講師来場) 151096-0606	<input type="checkbox"/> 名古屋 151133-0606	<input type="checkbox"/> 大阪 151134-0606
ふりがな 会社名				
住所				
TEL	FAX			
ふりがな ご氏名	所 役	属 職		
E-mail				

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■参加要領: 申込書は FAX、または下記担当者宛 E-mail にてお送り下さい。当会ホームページからもお申込み頂けます。
後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
※よくあるご質問(FAQ)は当会 HP にてご確認ください。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])
※お申し込み後のキャンセルはお受けいたしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願い致します。
■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/川守田 E-mail: kawamorita@bri.or.jp
TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 31M T ビル 2F

.....プログラム.....

- 近年の移転価格課税の動向
(1) 近年の具体的な課税事例と BEPS 行動計画の動向
- 移転価格税制の概要
(1) 移転価格税制の適用対象者
(2) 移転価格税制が適用される取引
(3) 移転価格税制において求められる基本原則
(4) 移転価格算定方法
(5) 移転価格課税のケーススタディ
- 自社の移転価格課税リスクの把握
(1) 実際に自社が移転価格課税を受けた場合、どの程度のインパクトがあるのか
(2) 日本及び海外での移転価格課税に係るペナルティ
- 税務当局の組織と移転価格調査の流れ
(1) 税務当局の組織体制
(2) 移転価格調査がどのように進められ、企業に何が求められるか
(3) 移転価格課税を受けた後の対応方法
- 移転価格ポリシーの構築
(1) 移転価格ポリシーとは
(2) 移転価格ポリシー構築による課税リスクの低減
- 移転価格文書化
(1) 移転価格文書化とは
(2) マスターファイル、国別ファイル(CBCレポート)、ローカルファイルとは
(3) 文書化に要求される主な内容
- 事前確認制度
(1) 事前確認制度(関連企業間取引の価格設定の妥当性について事前に税務当局に確認を受ける制度)の概要と取得のための手続き

■開催にあたって■

海外子会社を有する多国籍企業においては、移転価格課税の適用対象となるため、海外市場での事業展開を行う企業にとって移転価格税制への対応は必須の事項と言えます。特に移転価格課税は追徴税額が数千円から数十億円に上るケースも多く、未対応により課税を受けた場合、企業経営にも影響を及ぼします。一方で、移転価格税制への理解はまだ一般的ではなく、自社の課税リスクに気づいていない企業が多いのが実情です。本セミナーでは、移転価格税制の基礎を理解し、自社の課税リスクの有無と課税を受けた場合のインパクトの大きさを学び、今後どのように対応していくべきかについて解説致します。是非ともこの機会に、関係各位の積極的なご参加をおすすめ申し上げます。

※最少催行人数に満たない場合には、開催中止となる場合がございます。

※セミナー中、映像及び音声のトラブルがあった場合、下記の通りご対応をさせていただきますので、ご了承の上、お申し込みを頂けますようお願い申し上げます。

■映像など切断了した場合、再接続してから講義を再開致します。

■接続が回復できない場合、もしくは音声が届かなくなるなど配信品質が著しく低下した場合、受講料を返金させていただきます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。